

新型コロナウイルス感染症対策事業 （子育て世帯への臨時特別給付金（拡充分）事業）

村の事業として、子育て世帯への臨時特別給付金の対象者を高校生等のいる世帯まで拡充して支給します！

◆支給対象者

学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める高等学校、特別支援学校高等部に在学する伊江村出身の子を持つ保護者

※令和2年4月1日時点で対象生徒の保護者のいずれかが伊江村に住所を有している方

◆給付額

対象児童生徒1人につき、1万円

◆申請方法

対象世帯には、申請書を送付しています。

申請書に記入押印後、振込先金融機関口座確認書類を貼付し、返送封筒にてご郵送いただくか、役場福祉課窓口にて申請をお願いします。

申請締切：令和2年5月25日（月）

※ただし、上記の締切に関わらず最長8月末まで申請が可能です。

◆支給時期

申請のあった方は、6月5日より随時振込により支給します。

お問い合わせは

伊江村役場 福祉課（担当：玉城）
電話：0980（49）3160